

○総務省令第十七号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(法別表第九号の総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「一」三十四 略</p> <p>「削る」</p> <p>三十五 略</p> <p>三十五 略</p> |
| 改正前 | <p>(法別表第九号の総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「一」三十四 同上</p> <p>三十五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項若しくは第四項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による確認又は同条第三項若しくは第六項の規定による通知</p> <p>三十六 略</p> <p>三十六 略</p> <p>三十六 略</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。